

## 特定建設作業実施届出書

平成 年 月 日

中間市長 様

届出者  
電話番号

㊟

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自 年 月 日			日間
	至 年 月 日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
騒音の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

- 備考
- この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
  - 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
  - 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
  - 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
  - ※印の欄には、記載しないこと。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

# 記入例

様式第9（第10条関係）

## 特定建設作業実施届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

中間市長 様

〇〇市〇〇町〇〇番地

届出者 〇〇建設株式会社 ㊟

代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇川護岸改修工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	護岸改修			
特定建設作業の種類	くい打機を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	ディーゼルパイルハンマー K-45（ラム重量4.5t 1台）			
特定建設作業の場所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇-〇〇			
特定建設作業の実施の期間	自 平成24年 8月 1日			61日間
	至 平成24年 9月 30日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時	平日	8時間
			50日間	400時間
騒音の防止の方法	防水シートでカバーする			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇知事〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇市〇〇町〇〇 (株) 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
※ 受理 年 月 日				
※ 審査 結 果				

- 備考
- この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
  - 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
  - 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、

作業をしない日を明示すること。

- 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

# 騒音 特定建設作業及び規制基準

## 特定建設作業について（騒音規制法施行令別表第2）

1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもので、その原動機の定格出力が15kw以上のもの）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のもの）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）
6	バックホウ（一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上）を使用する作業

※ 上記6～8の環境庁長官が指定するバックホウ等については「一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー(平成9年環境庁告示第54号)」により定められている。

## 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)

基準の区分		基準値	備考
特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ		85デシベル	
作業ができない時間	第1号区域	午後7時～午前7時	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。
	第2号区域	午後10時～午前6時	
1日の作業時間	第1号区域	10時間	その作業を開始した日に終わる場合、災害等による緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。
	第2号区域	14時間	
作業期間		連続6日	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。
日曜休日における作業		禁止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。

(注) 第1号区域：①「特定工場等の規制基準」により第1～3種区域に区分された地域。  
 ②「特定工場等の規制基準」により第4種区域に区分された地域のうち、学校、保育所、病院(患者の収容施設を有する診療所含む)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの地域。(昭和61年11月福岡県告示第1714号)  
 第2号区域：指定地域のうち、第1号区域以外の地域。

**\* 中間市における区域区分については、環境保全課にお問い合わせください**